

議案第102号

大山町印鑑条例の一部を改正する条例について

大山町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年9月2日 提出

大山町長 竹 口 大 紀

大山町印鑑条例の一部を改正する条例

大山町印鑑条例（平成 17 年大山町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録の拒否） 第 5 条 略 2 町長は、前項第 1 号及び第 2 <u>号</u>の規定にかかわらず、外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の<u>者又は漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者（以下「非漢字圏等の外国人住民」という。）</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする	（登録の拒否） 第 5 条 略 2 町長は、前項第 1 号及び第 2 <u>項</u>の規定にかかわらず、外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の<u>外国人住民</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑票)

第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。

(1) ～ (6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏等の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。))又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)) (以下「個人番号カード等」という。)の個人番号カード等を提示し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」

(印鑑票)

第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。

(1) ～ (6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

という。) 第 38 条第 1 項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明 (公的個人認証法第 2 条第 2 項に規定する電子利用者証明をいう。以下同じ。) が有効になされたことの確認を受けたときは、印鑑登録証明書交付申請書を提出して、町長に対し、印鑑の登録証明を申請することができる。

3 前 2 項の証明は、電子計算機から出力し、又は複写機により作成した当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑票に登録されている印影の写し(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付して行う。ただし、やむを得ない理由がある場合は、印鑑票の転記によることができる。この場合においては、登録された印鑑を提出しなければならない。

4 略

(多機能端末による印鑑登録証明書の申請及び交付)

第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード等又は、移動端末設備 (公的個人認証法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて多機能端末機 (町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、町以外の者が設置したものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前項の証明は、電子計算機から出力し、又は複写機により作成した当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑票に登録されている印影の写し(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付して行う。ただし、やむを得ない理由がある場合は、印鑑票の転記によることができる。この場合においては、登録された印鑑を提出しなければならない。

3 略

(多機能端末による印鑑登録証明書の申請及び交付)

第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。) 第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は、移動端末設備 (公的個人認証法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設

(印鑑登録証明申請の不受理) 第 14 条 町長は、印鑑の登録を受けている者又はその代理人が、次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。 (1) 印鑑登録証の提示がないとき <u>(第 13 条第 2 項及び前条に規定する場合を除く。)</u>。 (2) 略	備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて多機能端末機(町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、町以外の者が設置したものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (印鑑登録証明申請の不受理) 第 14 条 町長は、印鑑の登録を受けている者又はその代理人が、次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。 (1) 印鑑登録証の提示がないとき。<u>(前条に規定する場合を除く。)</u> (2) 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。